株式会社シャープドキュメント富士

消費税率の変更に伴うご請求金額のお知らせ

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。 平素は、シャープ複合機をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2019 年 10 月 1 日からの消費税率の変更に伴い、弊社が提供いたします商品・サービス等にかかる消費税の取り扱いにつきまして、以下の通りご案内申し上げます。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

- ① 機器・消耗品・コピー用紙等の物品の販売(「資産の譲渡」に該当するお取引) 2019 年 10 月 1 日以降に納品させていただきますお取引より消費税率を 10%でご請求 させていただきます。
- ② カウンター保守料金(「役務の提供」に該当するお取引) 2019 年 10 月 1 日以降に役務の提供が完了するお取引から消費税率を 10%でご請求させていただきます。 ご請求の締め日(カウンター検針日)が役務提供の完了日となります。
- ③ 機器のレンタル料について(「資産の貸付」に該当するお取引) 契約に基づき、2019年10月1日以降にご請求させていただきますお取引から消費税率 を10%でご請求させていただきます。

以上

ご不明な点は、弊社担当営業・担当 SE までお問い合わせください。